

## 【会議録】

実施日時：令和4年10月7日（金）10:00 から 11:20 まで

会議名	令和4年度越谷市労働報酬等審議会 会第1回会議	実施場所	本庁舎4階庁議室
件名／議題	1 開会 2 事務局職員紹介 3 会長あいさつ 4 諮問 5 議事 （1）越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について （2）報告事項 ①令和3年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について ②アンケート結果について ③令和4年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について （3）協議事項 ① 業務委託等に係る労働報酬下限額について 6 その他 （1）審議会の今後のスケジュールについて （2）議事録の確認について 7 閉会		
出席者等	出席委員 江原委員、山本委員、高橋委員、濱口委員、戸石委員、斉藤委員 事務局 榊総務部長 契約課：大熊課長、並木調整幹、小松主任、寺島主事		
会議資料	・ 会議次第 ・ 越谷市労働報酬等審議会 委員名簿 ・ 越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について 【資料1】 ・ 報告事項 【資料2】 ・ 【協議事項】業務委託等に係る労働報酬下限額について 【資料3】		
内容	本会議録（要旨）のとおり		

## 合意・決定事項等

- ・業務委託等に係る労働報酬下限額について、1,035円として答申することとする。

## 開会

契約課長の司会により越谷市労働報酬等審議会第1回会議の開式。

## 会長あいさつ

江原会長よりあいさつ。

## 諮問

市長より会長へ諮問書の交付。

## 議事

### (1) 越谷市労働報酬等審議会の審議経過について（資料1）

#### 【事務局からの説明】

- ・越谷市労働報酬等審議会の審議経過について資料に沿って説明を行った。
- ・1月に手元・見習いについての審議会、3月に建設工事の審議会を予定しており、3月中旬の答申に合わせて、業務委託についてもまとめて附帯意見をいただく予定。

### (2) 報告事項

#### 【事務局からの説明】

#### ①令和3年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について（資料2）

令和3年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について資料に沿って説明を行った。

#### ②アンケート結果について

今年度実施した労働者向けのアンケートにおいて、労働報酬下限額が適用となることを知っているとする回答が多かった。また、事業者向けアンケートについて、公契約条例の内容について、ほとんどの会社が内容を理解していると回答、労働者からの相談や質問、苦情については、全社がなかったと回答している。

また、条例の施行により労働環境の改善につながったとの意見や、労働意欲の向上に効果があったとの回答のほか、今後効果があると考えとする回答も多くいただいている。

**【アンケート結果についての意見等】**

- ・時給換算で行っているため、月給で給料をもらっている労働者は、自分が下限額以上もらっているかの判断がつきづらい。

**③令和4年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について**

令和4年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について、資料に沿って説明を行った。

**(3) 協議事項**

**① 業務委託等に係る労働報酬下限額について**

**【事務局からの説明】**

- ・最低賃金額について、埼玉県では10月1日付で昨年度から31円引き上げられ、現在は最低賃金額987円となっており、全国で引上げを行ったのは47県あり、30円から33円の引上げとなっている。全国平均では961円となっており、昨年度と比べて31円の増となっている。

- ・会計年度任用職員賃金について、今年度の事務職の職員の賃金は1,009円となっている。

- ・資料5ページ(3)について、公契約条例導入自治体25自治体における前年度の最低賃金額と下限額の比率は104.32%となっており、10月からの埼玉県の最低賃金額の987円に当てはめると、おおむね1,030円となる。

なお、この算出方法については、過去の答申において、当審議会から付帯意見として示されており、業務委託の下限額の設定にあたっては、条例導入自治体の比率の平均を算出し下限額を検討することが望ましいとされたことから掲載している

- ・資料5ページ(4)には、改定前の最低賃金額と今年度の下限額の比率を、改定後の最低賃金額に適用した場合の下限額について記載している。越谷市の今年度の下限額は1,009円となっており、この下限額と下限額を設定した際の最低賃金額の956円との比率については、105.54%となっており、この比率を改定後の埼玉県の最低賃金額987円に当てはめると、おおむね1,042円となる。

**【労働報酬下限額に対する質疑】**

- ・指定管理協定の求人倍率の状況は。

➡埼玉県全体の求人倍率ではあるが、今年度の埼玉地方最低賃金審議会の資料によると求人倍率は上昇傾向にある。

- ・会計年度任用職員賃金はどのように決まるのか。

➡人事院勧告を踏まえた本市常勤職員の給与水準を参考に決定している。

【労働報酬下限額に関する意見等】

- ・野田市の下限額が令和4年度に越谷市を上回っている。
- ・コロナウィルスも落ち着きつつあることから下限額を増額するべきである。東京都の自治体の下限額を意識したほうが良い。
- ・今年度の下限額設定の際に参考とした会計年度任用職員の賃金は上がっていないが、令和5年度の労働報酬下限額は上げるべきである。
- ・下限額は増額するべきだが、1,042円は上げすぎであると思われる。1,030円から1,042円までの間で決めることが妥当ではないか。
- ・平成30年度の附帯意見に沿って考えると、条例導入自治体の労働報酬下限額と最低賃金の比率の平均を、改定後の最低賃金に乗じた1,030円となるため、上記意見を踏まえると1,030円以上1,042円以下とすることが望ましい。
- ・附帯意見のとおり、条例導入自治体の加重平均を参考にする際、その分母に近隣以外の自治体を加えることは望ましくない。近隣自治体に絞った加重平均を参考とするべきではないか。
- ・平成30年度の附帯意見は、労働報酬下限額と最低賃金の比率の平均を参考とするべき旨の意見であることから、比率の平均を近隣に絞ったとしても、附帯意見に沿った形となる。
- ・労働報酬下限額を減額するべきであるという意見はなく、また、1,042円以下が望ましいという意見があったことから、1,030円と前年度の最低賃金と下限額の平均比率を新年度に当てはめた1,042円との間で下限額を決めることが望ましい。
- ・越谷市と近接した自治体の平均比率を参考としてはどうか。
- ・野田市、越谷市、草加市、足立区を近隣とし、令和4年度の下限額の合計を当該自治体の改定前の最低賃金の合計で割った加重平均比率が104.91%であり、改定後の最低賃金である987円に当てはめると1,035.5円となり、切り捨てると1,035円となる。

近隣自治体	労働報酬下限額	最低賃金額
野田市	1,011円	953円
越谷市	1,009円	956円
草加市	984円	956円
足立区	1,094円	1,041円

合計 4,098円 ÷ 3,906円 = 104.915%

987円 × 104.915% = 1035.511円

- ・ 上記は近隣自治体の下限額比率の平均であり、平成30年度附帯意見にも沿った形となることから、令和5年度の業務委託の労働報酬下限額は1,035円とする。

(各委員から賛同の意見有)

## その他

- ・ 越谷市労働報酬等審議会第2回会議の開催は令和5年1月下旬近辺に開催予定
- ・ 業務委託の附帯意見については第3回の審議において工事に係る下限額と合わせて意見をいただく

## 閉会